

## 行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の趣旨・策定体制等

### 1 計画策定の趣旨

今回策定する「第8期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「第7期計画」のこれまでの取組みを見直すとともに、新たな計画として策定します。

本計画は、市の高齢者保健福祉に関する総合的な計画として、

①高齢化に伴う諸問題・課題などに対応するために、市としての基本的政策目標を設定すること

②設定した基本的政策目標の実現のために、取り組むべき施策等を明らかにすること

などを目的として策定するものです。

### 2 計画の性格

#### (1) 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として位置付けられており、今後の目標及び施策方針等を定めるための計画として策定するものです。

#### (2) 計画の期間

第8期の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年です。

#### (3) 計画の方向性

市町村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、国が定める基本指針に即して策定するものであり、国の基本指針につきましては、現在、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で議論されているところです。

第8期計画の策定に当たっては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、団塊の世代が75歳になる2025年に向け、地域包括ケア充実のための方向性を継承しつつ、さらに現役世代が急減する2040年を見据え、高齢者人口や介護サービス・保険給付・介護保険料の水準を推計するなど、中長期的な視野に立った計画を策定することとなります。

なお、第8期計画の策定において、国は以下の事項の記載を充実させることを検討していますが、主なものは次のア～キのとおりです。

- ア 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- イ 地域共生社会の実現
- ウ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- エ 有料老人ホームとサ高住に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- オ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- カ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- キ 災害や感染症対策に係る体制整備

### 3 計画の策定体制

#### (1) 計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表からなる「行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」により協議、検討を行い策定していきます。

#### (2) 市民の意見反映

計画の策定にあたっては、市民の皆様の意見を反映させるために、計画策定委員会の設置のほかに、要支援・要介護認定者や一般高齢者などに対する実態調査、パブリックコメントを実施し、多くの市民の意見の把握に努めます。

### 4 策定委員会の役割

本計画の策定に当たっては、平成 29 年 3 月に策定した「行田市高齢者いきいき安心元気プラン（第 7 期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」を踏まえながら、策定委員会において次の各項目について検討を行っていただきます。

#### ①第 8 期計画にふさわしい「政策目標」を明確にする

今後の行田市の高齢者保健福祉政策を推進するための目標（基本理念）について検討いただきます。

#### ②「政策目標」を実現するために必要な具体的な施策を定める

①で検討した目標（基本理念）を実現するための具体的な施策や事業について検討いただきます。

#### ③第 7 期計画に掲載された事業の到達点や効果を把握し、今後の事業量等を定める

国において定められている手順により算出した推計結果をもとに、今後の具体的達成目標としての事業量等を検討いただきます。

**④第8期計画期間内の第1号被保険者の介護保険料を定める**

国において定められている推計手順により算出した結果について検討いただき、調整を図ります。

**⑤計画策定に被保険者等住民の意見を反映させる**

策定委員会は、被保険者等住民の意見が反映された計画となるよう、検討を行います。

**4 事業の評価・検証**

第8期計画の最終年度までを期間として、年度ごとに評価・検証部会を設置し、各種施策・事業の進捗状況等について評価・検証を行います。